

一般会計の実質収支は6.1億円の黒字

財政課 (☎77・2022)

平成23(2011)年度の予算執行では、同年3月に発生した東日本大震災の影響による国・県からの補助金の減額や、景気低迷による市税収入の減少が懸念されたことから、入札差金の留保や不急な事業の進捗調整を行いました。この結果、市の貯金である財政調整基金の取り崩しを行うことなく、一般会計で6.1億円の黒字決算とすることができました。

〔決算の状況〕

歳入Ⅱ個人市民税や法人市民税などの市税が3.6億円の減となり、地方交付税も普通交付税が2.2億円の減、国庫支出金は17億円の減で、全体としては34.9億円の減となりました。

歳出Ⅱ子ども手当や自立支援事業の増により、扶助費は10.7億円増加しましたが、工事などの投資的経費は43.6億円の減となり、全体として30.4億円の減となりました。

▽継続的な行政改革の取り組みの成果もあり2年連続で実質単年度収支の黒字を確保するなど、収入の範囲内での財政支出

にとどめることができました。しかし、東日本大震災や欧州債務危機、長引く円高が日本経済や国の財政計画に与える影響により、今後、市税収入の減などが懸念されます。

▽地方債残高が772.8億円

になり、前年度に比べ25億円の減(市民1人当たりの借金を1.2万円減)。
▽基金の残高が112.1億円(普通会計)になり、前年度に比べ1.8億円の増(市民1人当たりの貯金を0.1万円増)。
▽地方公共団体の財政の健全化を示す健全化判断比率(4指標)は、いずれの比率においても法に定める基準以内で、現時点ではおおむね健全な状態です。

平成23(2011)年度 会計別決算

	歳入	歳出	歳入歳出差引(a)	翌年度へ繰越すべき財源(b)	実質収支(a)-(b)	
一般会計	694億4100万	684億4000万	10億100万	3億8700万	6億1400万	
特別会計	国民健康保険事業費	207億9200万	▲10億4700万	—	▲10億4700万	
	国民健康保険診療施設費	1億1500万	1億1500万	0	—	0
	農業共済事業費	6900万	6100万	800万	—	800万
	介護保険事業費	135億3000万	135億3000万	0	—	0
	公共用地先行取得事業費	33億9200万	33億9200万	0	—	0
	後期高齢者医療事業費	27億5000万	26億7800万	7200万	—	7200万
	財産区	9100万	7800万	1300万	—	1300万
合計	1101億8000万	1101億3300万	4700万	3億8700万	▲3億4000万	

表1 地方債残高の推移(普通会計)

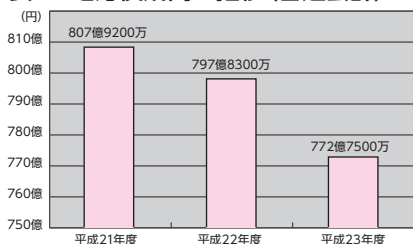
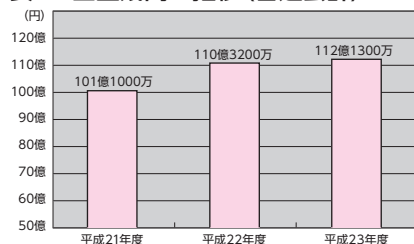


表2 基金残高の推移(普通会計)



10月1日から「障害者虐待防止法」施行 障がいのある人を虐待から守りましょう

障害福祉課 (☎77・2077)

虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した人は、そのことを市に通報しなければならない制度(障害者虐待防止法)ができました。障がいのある人が、家庭、福祉施設や勤め先などで虐待されていることに気付いた人は通報してください。これにより、障がいのある人が訴えなくても、市が事実を確認し、虐待防止のために対応します。

対象は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい者を含む)、心身の障がいや社会的な障壁により日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人(障がい者手帳を取得していない人も含む)です。

虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではありません。自分では気付かないうちに虐待をしていたり、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がないため被害を訴えない場合があります。

特に障がいのある人の中には、虐待を受けても自ら訴えることができない場合があります。

障がいのある人の権利や尊厳が虐待によって脅かされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を助けるためには、一人ひとりの取り組みが不可欠です。みんなで協力して、誰もが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

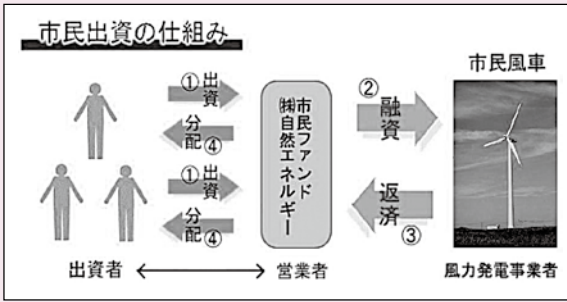
*障がいのある人への虐待に関する相談、通報は下記の障害者虐待防止センターまでお願いします。

通報窓口	所在地	連絡先
市役所 障害福祉課	東洋町1-1	☎77・2077 FAX72・8086 月~金曜9:00~17:30
高齢者・障がい者 権利擁護支援センター	売布東の町12-9 (こむの事業所1階)	☎26・6828 FAX83・1241 月~土曜9:30~17:00 ※夜間、日曜・祝日は電話での受け付けのみ(24時間)
障害者 自立生活 支援センター	安倉西2丁目1-1 (総合福祉センター2階)	☎86・5002 FAX83・2766 月~土曜10:00~16:00
相談支援センター「だんぼ」	売布2丁目2-2	☎87・2151 FAX85・9080 月~金曜9:00~17:00 土曜9:00~12:00
コミセン「希望」	逆瀬川1丁目2-1 (アピア1 4階)	☎76・5800 FAX76・5811 月~土曜10:00~16:30

考えよう! 広めよう!
「新エネルギー」
シリーズⅣ

新エネルギー推進課 (☎ 77・2361)

今号では風力発電について考えます。
風力発電は、文字どおり風力での風車を回し、羽が回っている軸が回り、それが発電機を動かす仕組みです。



市民出資型風力発電事業の仕組み
提供: 環境エネルギー政策研究所(ISEP)

す。今や世界の自然エネルギーの中心となっている風力発電の発電容量は2011年に比べて21%増加(※)しました。風力発電はその構造上、風向きや風速が一定以上で安定



南あわじウインドファームの風車15基
提供: クリーンエナジーファクトリー株式会社
撮影者: 石山和広

していることが必要です。このため、海洋上や海沿いの地域(県内では南あわじ市など)、山間部に多く設置されています。大規模な風車による風力発電は、設置には億単位の高額な費用が必要ですが、昼夜を問わず発電することが可能で、太陽光発電などのエネルギーと比べて発電コストと発電量を比較した場合、発電までの費用単価が安くなります。一方、景観との調和や騒音被害など環境面で十分な配慮が必要です。風力発電設備を設置するためには、立地条件などの事前調査や周辺地域の住民、海洋上の場合には漁業関係者との調整も必要となります。*

※世界風力エネルギー協会(GWEC) Global Wind Statistics 2011より引用

再生可能
エネルギーを
みんなで考える
懇談会

新エネルギー推進課
(☎ 77・2361)

再生可能(自然エネルギー)を地域で創ることを、市民、事業者、NPO、行政みんなで考え、語り合ってみませんか。
6月、7月に続き、環境エネルギー政策研究所(ISEP)スタッフのコーディネートによる懇談会を開催します。これまでのセミナーなどの参加者や、興味・関心のある人であれば今回からでも参加できる内容です。
日時 10月13日(土)15時~18時
場所 西公民館
対象 市内在住または在勤、在学の人
定員 先着100人
申し込み 10月1日(月)から、〒住所、氏名、電話番号を記入の上、市ホームページ、ファクス(☎71・1159)またははがきで〒665・8665(住所不要)「市役所新エネルギー推進課」へ。11日(木)必着。

10月はごみ分別強化月間です

第3土曜日の粗大ごみ持ち込みを開始します

10月から第3土曜日に粗大ごみの持ち込み(家庭系の粗大ごみのみ)を試行的に実施します。10月1日より電話予約を開始しますので、ご利用ください。

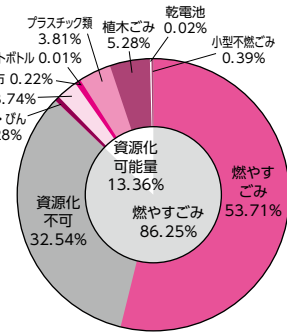
※土曜日の粗大ごみ収集は行っていません。

10月20日~3月16日までの毎月第3土曜日

クリーンセンター(予約・受付センター)
(☎ 87・3363)

平成19年度のプラスチック類の分別収集が始まってから、燃やすごみの量は開始直後に比べ約15パーセントの減量となっています。しかし、昨年度は少し増加しており、更なる減量化を進める必要があります。ごみを出すときは、生ごみの水分をよく切る、小さな紙などの紙類やプラスチック類などは分別する、市の回収のほか自治会や子供会・管理組合などが行っている集団回収や店頭回収を有効利用するなどして、ごみの減量化・資源化に協力をお願いします。

「ごみの中にこんなものが混ざっています」



燃やすごみの組成分析結果
(資源化可能分)

昨年、市では家庭から出されたごみについて、内容物の分析・組成調査を行いました。その結果から、燃やすごみの中にまだまだ分別すべきものや資源化できるもの(紙類・プラスチック類・植木ごみなど)が約13%混ざっていることがわかりました。ごみに出す前に水で少し流したりすれば資源になるものもあります。皆さん一人ひとりの意識で、燃やすごみを減らすことができます。また、資源ごみの中に分別を間違っリサイクルできないものが混ざっていることもあります。汚れた紙や紙おむつ、カーボン紙などはリサイクルできないので、ご注意ください。クリーンセンター管理課(☎ 87・4844)